

# 生活福祉資金（緊急小口資金） 貸付制度のご案内

この資金は、低所得世帯に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に対応することを目的とした貸付金です。

＜この資金は償還を伴う貸付資金ですので、生活保護受給中の方・申請中の方は貸付対象とはなりません。＞

## ◆貸付の内容について◆

貸付限度額	100,000円以内（万円単位） 但し、貸付金額は、証拠書類（提出書類）に基づいて積算した金額を貸付金額の上限とします。（例：積算額 58,450 円→貸付額 50,000 円）
据置期間	2ヵ月以内（据置期間中は、無利子）
償還期間	据置期間経過後4ヵ月以内（基本的に4回償還） 但し、5万円を超える貸付にあっては据置期間経過後8ヵ月以内とします。
貸付利子	無利子（償還期限後は延滞利子が残元金に対して10.75%）
送金方法	借受人の指定する金融機関口座（ゆうちょ銀行は除く）に一括送金 ※金融機関の休業日は送金できません。
償還方法	口座振替により償還

※ 兵庫県社会福祉協議会が、お申込みを受付けしてから貸付実行（口座入金）までは審査を経て概ね1週間程度かかります。

〈お問い合わせ・お申し込み先〉

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会  
生活福祉資金担当

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター  
TEL:078-242-7944 FAX:078-242-7947

お申込みにあたっては、次の要件を満たしている必要があります

**要件①<対象世帯、申込者の要件>**

- 1) 市町民税が課税されていない低所得世帯
- 2) 資金の貸付により、一時的にひっ迫している家計状況が改善される世帯
- 3) 現在の居住地に6ヵ月以上継続して居住している世帯
- 4) 申込者は、償還能力のある20歳以上の方

**要件②<貸付要件：いずれかの理由に該当する場合>**

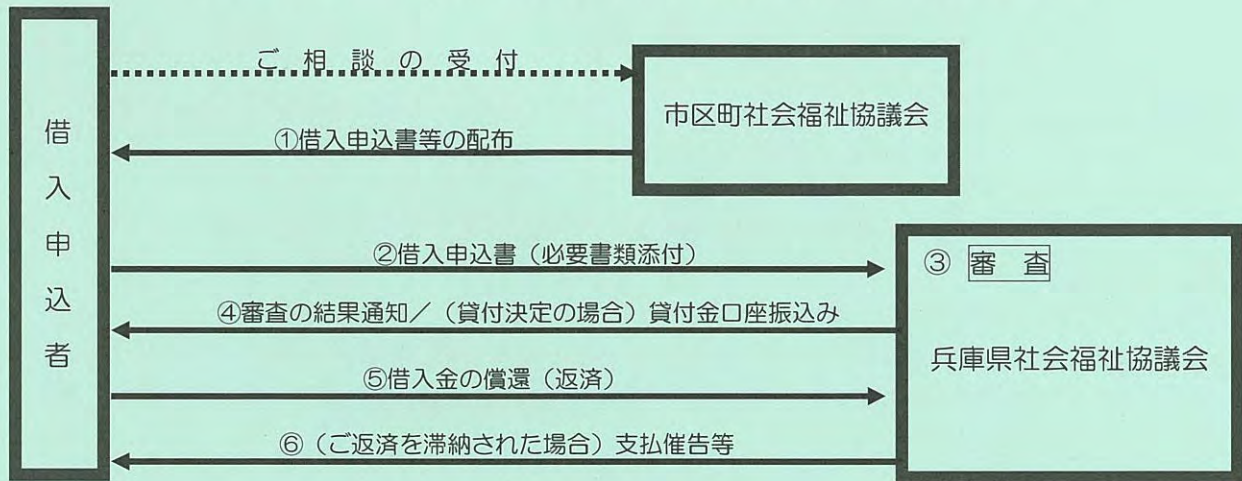
- 1) 医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合
- 2) 給料（年金含む）の盗難または紛失により臨時の生活費が必要な場合
- 3) 年金、保険、公的給付の支給開始までの臨時の生活費が必要な場合
- 4) 火災等の被災によって臨時の生活費が必要な場合

**◆貸付ができない場合<貸付対象外>◆**

世帯状況	①生活保護受給中の方、または受給申請済み・手続きを進めている場合 ②慢性的に生活費が不足しており、償還の見込みのない場合 ③今後も収入の見通しが立っていない場合 ④単に、次回の給料日までの生活費が不足する場合 ⑤多額の負債を抱えている場合、自己破産手続き中もしくは弁護士等に債務整理を依頼中の場合
資金用途	⑥他の負債への返済を目的とする場合 ⑦社会保険料や税金等の滞納分に充てることを目的とする場合 ⑧自己破産の手続きにかかる費用に充てることを目的とする場合
その他	⑨生活福祉資金の借受人・連帯借受人、または連帯保証人で返済を完了していない場合 ⑩市町や市町社協が独自に実施している貸付制度で借入れ、償還・滞納中の場合 ⑪現住所と住民票上の住所地が異なっている場合

貸付要件に該当される方で、「緊急小口資金」のお申込みの際は、借入希望者ご本人が、兵庫県社会福祉協議会宛に、必ず配達記録で郵送してください。

＜本制度のご相談・お申込みから貸付までの事務手続きの流れ＞



- ・貸付審査を行いますので、お申込みをされても、審査の結果、貸付できない場合があります。
- ※貸付不承認の場合は、ご提出された書類のうち、印鑑登録証明書・住民票の写し・課税（非課税）証明書等の原本書類を返却いたします。借入申込書および各種コピー書類は返却いたしません。
- ・市区町社協以外でも、福祉事務所等公的機関の窓口で申込書等を配布している場合があります。

◆申込書類◆

- (1) 借入申込書
- (2) 借用書
- (3) 印鑑登録証明書（発行から1ヵ月以内のもの）
- (4) 住民票の写し（世帯構成員全員分。発行から1ヵ月以内のもの）  
※外国籍の方は、住民票の写しの代わりに「外国人登録証明書（コピー）」か、「外国人登録原票記載事項証明書」を提出してください。
- (5) 健康保険証（カード）のコピー
- (6) 顔写真入りの身分証明書のコピー（運転免許証等）  
※身分証明書については、裏面をご覧ください。
- (7) 口座振替依頼書（ご返済の自動引落しを登録します）
- (8) 貸付要件に該当することを証明する書類
- (9) 課税（非課税）証明書（収入のある世帯員全員分）
- (10) 送金口座の通帳の写し（銀行名・口座番号・名義が記載された部分）

※(1)・(2)・(7)の書類に捺印される際は、印鑑相違のないようご注意ください。  
印鑑間違いがありますと、審査・送金・自動引落しが遅れる場合があります。

◆貸付要件ごとの添付書類◆

貸付要件の詳細と添付書類については、別紙の「貸付対象・要件について(添付書類)」をご参照ください。

申込書類と該当する添付書類すべてが提出されない限り、借入申込みはできません

## 遵守事項

変更の届出 下記のような変更が生じたとき、速やかに兵庫県社協に届け出ること。

- ①住所、氏名、連絡先（電話番号）を変更したとき
- ②貸付が必要なくなったとき
- ③借受人の状況に変更（死亡、行方不明、破産、生活保護受給等）があったとき

一括償還等 次の項目に該当するときは、貸付金の全部又は一部を一括償還すること。

- ①他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用したとき
- ②住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
- ③故意に償還金の支払いを怠ったとき
- ④貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき
- ⑤その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

適正な貸付けを行うため不正申込みについては、法的対応を行います。

—「身分証明書」とは、借入申込者ご本人の氏名・住所・生年月日が記載され、顔写真入りのものに限りませ—

◆顔写真入りの身分証明書は次のようなものが挙げられます◆

- ① 運転免許証
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 住民基本台帳カード（写真付のもの）
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 官公庁から発行・発給された書類で、顔写真が貼付されたもの 等

ただし、顔写真入りの身分証明書がどうしてもご用意できない場合は、次のいずれかのコピーを提出してください。

- ① 国税または地方税の領収書
- ② 納税証明書
- ③ 社会保険料の領収書
- ④ 公共料金の領収書（電気料金・水道料金・ガス料金・電話料金・NHK受信料等）

※①～③の場合はいずれか2点、④のみの場合は公共料金の領収書2点を提出してください。